



ひじくらーみらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金生活者
支援給付金制度
(10月1日
スタート)

年金生活者支援給付金ご請求でお困りになったときは、お電話ください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル 0570-05-4092

「年金生活者支援給付金制度」がはじまります。

※ 2019年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、年金生活者支援給付金を受け取れる方には、**2019年9月頃に日本年金機構から手続きのご案内をお送りします。**

※ 2019年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

※ 年金生活者支援給付金の初回の支払いは**12月中旬**となります。

老齢年金

生活者支援給付金

障害年金

生活者支援給付金

遺族年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- 前年の公的年金等の収入金額^{*}とその他の所得との合計額が879,300円以下である。

※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 障害基礎年金の受給者である。
- 前年の所得^{*1}が4,621,000円^{*2}以下である。

※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 遺族基礎年金の受給者である。
- 前年の所得^{*1}が4,621,000円^{*2}以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

